

〔問 4〕 遺族補償給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 遺族補償給付を受けることができる遺族は、労働者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下この問において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(妻以外の者にあつては、一定の要件に該当する者に限る。)であつて、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものに限られる。
- B 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が6か月以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金を受けることができる遺族であれば、その順位にかかわらず、当該遺族のいずれかの申請により、その所在が明らかでない間、その支給が停止される。
- C 遺族補償年金を受けることができる遺族の要件としての「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」ことが認められるためには、単に労働者と生計を一にしていただけでは足りず、労働者の収入によって日常の消費生活の大部分を営んでいたことが必要である。
- D 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、次の①、②、③の順序により、②及び③に掲げる者のうちにあつては、それぞれ②及び③に掲げる順序による。
- ① 配偶者
 - ② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
 - ③ ②に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹
- E 遺族補償給付を受けることができる配偶者には「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」も含まれるが、これは、あくまで婚姻の届出が法律上可能な状態にあった者に限られるのであつて、いわゆる重婚的内縁関係にあった者は含まれない。